

2005年10月14日

国営関係部会第3回総会

## 国営関係部会2006年度活動方針

### <はじめに>

公務員を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきており、特にこの一年の象徴的な事象として、郵政民営化法案を巡る一連の動向は、様々な予想を越えた総理の言動と、憲政史上例のない展開となりました。この間、国営関係部会としては、郵政両組合を中心にした取り組みを見守り、両組合からの要請に臨機応変に対応できる支援体制を取ってきました。

また、公務員の賃金制度に関し、人事院は給与構造の見直しや地域給与導入など、50年ぶりの大変革を行いました。これらの背景には、国・地方の巨額の財政赤字問題が大きな要因の一つとしてあり、政府・与党が財政再建に向けた歳出削減の一環として、公務員の人件費削減を行い、増税の地ならしと位置づけようとしているものです。

小泉総理の執念ともいえるべき郵政民営化法案は、自民党圧勝という選挙結果から、今特別国会での成立は間違いのないものと見られ、2007年度中の民営化が実現することとされます。このことが与える影響は、郵政のみならず独立行政法人や林野事業へも及ぶことは必至であり、秋からの来年度予算編成時における市場化テスト法案化作業、さらには通常国会審議の動向と併せ予断を許しません。

このような状況のもと、国営関係部会は構成組織の自主交渉を中心に労働条件の維持に向けた取り組みを行い、さらに公務労協の労働条件委員会における地域給検討と導入経過、退職手当制度見直しに関する総務省交渉なども充分注視し、意見反映を行うなどを併せて展開してきました。そして、その結果、この1年は定期昇給の確保を自主決着で行うなど、当面の歯止めをかけることができました。しかし、今後は、退職手当を巡る地域給導入等の自主交渉、郵政を始めとして他の企業体への経営形態に関する政治的圧力などの課題が存在しており、重要な局面に入ろうとしています。

以上の認識のもと、国営関係部会としては組合員の雇用を守ることを中心に、情報交換や連携を密にした取り組みが必要との認識で対応していくこととします。

## 2005 春季生活闘争のまとめ

国営関係部会は、1月25日の第3回代表者会議において、2005新賃金に関する取り組みの中で、「統一要求を組織する方針」を確認し、その具体的な扱いについては、民間賃金の動向に注視しつつ、企画調整会議に委ねることとしました。

その後、3月14日の企画調整会議において、民間の動向を分析したものの、IMF・JCを中心とした大手組合はベア要求を行わず定昇確保に留まり、企業業績は一時金で反映する状態にあると判断しました。また、人事院の動向は、昨年の報告に沿った給与構造の見直しを行ったうえで地域給の導入も避けられない見通しとなってきました。

これらの状態を判断し、3月30日の企画調整会議ではベアの統一要求は行わない方向を確認、4月8日の代表者会議で「国営関係部会として、2005春季生活闘争統一ベア要求基準は設定せず、総合的労働条件向上統一要求をもとに、各組合とも賃金水準の維持改善の交渉を展開し、早期に自主交渉、自主決着をめざす。なお、人事院勧告による地域給与、給与構造問題、退職手当見直しと連動して、国営関係の賃金交渉にマイナス調整提案が浮上した場合は、別途統一闘争を組織し、あらゆる取り組みを展開する。」ことを確認し、自主交渉・自主決着をめざすこととなりました。

### 1 総合的労働条件改善要求の取り組み

2005春季生活闘争・総合的労働条件改善の統一要求は、各組合の独自要求も含め、3月末までに要求書を提出し、自主交渉を強化しました。

要求に対する各当局に回答は、それまでの年間での節々の交渉での回答や予算上の関係などから、春の時点で明確な有額回答を引き出すまでには到らず、そのほとんどを継続扱いとせざるを得ませんでした。ただ、連合が掲げた不払い残業是正の運動と連動して、郵政公社における両組合が秋の取り組みとしての不払い残業是正の交渉を強化し、実態調査と遡及支給などを行わせるなど、かつてない成果を挙げることができました。

また、今後の総合的労働条件改善要求の内容及び時期などについても、各経営形態が微妙に変化する中での交渉内容や結果を引き続き検討し、運動の今後の在り方を協議していく必要があります。

## 2 2005新賃金の取り組み

### (1) 連合の取り組み

連合は、2005春季生活闘争を展開するにあたって、マクロの分配是正をめざし、全ての組合が取り組む4つの課題(ミニマム運動課題)を設定し、産別・単組による賃金の底上げ、格差是正、労働時間の短縮などさまざまな取り組みを通じた適正配分の実現を積極的に追求していくと位置づけ指導しました。

民間大手は、3月中旬には定昇を確保し、業績の配分を一時金にシフトした戦いに入りました。その後、中小は昨年を上回る回答を引き出し、パート等の処遇改善では、取り組みの重要性が認識され、様々な取り組みの成果が出てきたとしています。しかし、結果として一時金を含めた年収ベースの産業間・規模間・企業間格差は拡大を続けていると推測されるとしており、格差是正の視点からは課題が残ったと反省しています。

本年の民間企業の賃金改定状況については、各調査機関の調査結果は別紙のとおりとなっています。

### (2) 国営関係部会の取り組み

国営関係部会6組合の2005春季生活闘争は、「賃金水準の維持改善の交渉を展開し、早期に自主交渉・自主決着をめざす」こととし、新賃金単独では要求書を提出せず、団体交渉による早期の「自主交渉・自主決着」をめざしました。特に、公務員連絡会による人事院交渉では、地域給の導入が避けられない状況が推測されるなか、昨年以上の早期決着をめざすこととしました。

その結果、郵政公社労使の4月28日を皮切りにそれぞれが自主決着を7月上旬までに図ることができました。また、郵政労使は昨年末の一時金に続いて夏の一時金においても、業績反映分としてのプラスを獲得しました。詳細は以下の各組合の自主交渉に記載

### (3) 各組合の自主交渉

#### <郵政> 4月28日決着

郵政2組合は、昨年同様「自主決着」を基本として、2005総合的労働条件改善に関する要求書を提出し、労使交渉を積み上げてきました。最終的に4月27日をもって昨年度に移行した新給与制度改革による暫定俸給表を、本年で完成形に改善することを実現し、自主決着を図りました。併せて、両組合が求めてきた郵政労使に相応しい賃金決定システムのあり方について検討する場として、「郵政事業における賃金

決定の在り方に関する労使検討委員会」を設置することとしました。

なお、夏期一時金については、公社業績の利益配分として0.1か月の増額を新賃金交渉ゾーンに求め、継続交渉とし、5月25日に至り「2.15月分に業績反映分として一律10,000円を加算する」旨の回答を引き出し、妥結しました。

1 「俸給カーブのフラット化」については、給与制度改革の一環として今年、来年と段階的に実施する予定であったが、アクションプラン・フェーズ1の達成に向けた両組合の協力と職員の皆さんの努力に報いるためにも、また明るい将来を展望しフェーズ2の取り組みへの意欲喚起を図るためにも、厳しい事業財政ではあるが、今年度をもって完成させることとする。

2 平成16年度決算の数値については、現在とりまとめ中であり、現時点で明らかにすることは困難であるが、三事業ともフェーズ1で掲げた利益目標を上回ることが確定した場合には、両組合のこれまでの協力を報いるとともに、「頑張っただけで成果を挙げれば報われる」という経営ビジョンを具体的な形で職員の皆さんに感じていただけるよう、昨年度は年末一時金について3,000円を加算措置を行ったが、今年度については、夏期一時金の回答について検討していきたい。

なお、両組合からは、今年度から年間支給額での回答を求められているが、そのあり方については、いわゆる「賃金決定の在り方に関する労使検討委員会」において、話し合いながら検討していきたいと考えているので理解されたい。

本回答を踏まえ、今後、これまで培ってきた信頼関係をさらに深化させることができるよう誠実に交渉に臨んでいくこととするので、「経営のパートナー、改革のパートナー」としてフェーズ2をはじめとする重要課題について従来以上の理解と協力を強くお願いしたい。

3 「郵政事業における賃金決定の在り方に関する労使検討委員会」を設置することとしたい。

### <印刷> 5月18日決着

印刷は、昨年より1か月早い5月18日に組合が求めていた「ベースダウン」を行わない賃金水準維持を前提とした「新賃金に関し、平成17年4月1日に昇給を実施しベースアップは行わない」とする回答が示されました。また、年間一時金について夏期手当分としながらも、「早期回答」の考え方を示してきました。本回答は、この間、組合が求めてきた新しい経営形態に相応しい主体的な労使関係が定着しつつある

ものとして、一定の評価をし、自主決着を図りました。

- 1 平成17年度の独立行政法人国立印刷局職員の新賃金に関し、俸給については平成17年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わない。  
なお、職員の賃金については、今後とも独立行政法人通則法第57条の規定に基づき、検討を行うこととしたい。
- 2 年間一時金のうち夏期手当の支給については、民間企業及び一般公務員の賃金動向等を考慮し、早期に回答することとしたい。

#### <造幣> 6月16日決着

造幣は2005新賃金問題について「造幣労働者の生活を防衛するため、賃金水準の維持・向上を図る」との方針を決定し、取り組んできました。6月16日、「平成17年度の造幣局職員の新賃金に関し、俸給については平成17年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わない」との考え方が示され、組合としてこの当局の考え方が「現行の賃金水準を維持する」「ベースダウンは行わない」ことを示したものと評価し、自主決着しました。

- 1 平成17年度造幣局職員の新賃金に関し、俸給については平成17年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わない。
- 2 一般職公務員や民間企業従業員の給与制度の動向などを考慮しつつ、造幣局の給与体系のあり方について、労使で誠実に取り組み、早期に合意を得るように協議していくこととする。
- 3 なお、今後とも職員の給与については、独立行政法人制度の趣旨に沿い、国民の理解と納得が得られるよう努めることとする。

#### <林野> 7月13日決着

林野2組合は、今年度の民間賃金の動向が定期昇給を確保している状況から、現行協約を基本に早期自主決着を図るよう交渉を展開してきました。この結果、7月13日、林野庁より「平成17年度の国有林野事業職員の賃金については、現行協約に基づき適切に対処することとしたい」との回答を引き出し妥結しました。

- 1 平成17年度の国有林野事業職員の賃金については、現行協約に基づき適切に対処することとしたい。
- 2 なお、職員の賃金等については、今後とも、給与法適用職員や民間事業の従業員の給与等を考慮して定めなければならないとの給与特例法の趣旨を踏まえ、特労法に基づき労使間で適切に協議していくこととして参りたい。

#### (4) 諸手当の見直し

各組合において、昨年継続交渉となっていた諸手当については、以下の通りに改正されました。

##### 郵政関係

通勤手当については2005年4月1日、寒冷地手当は2005年10月28日より実施。

##### 林野関係

退職時特昇見直しについては2004年11月1日、寒冷地手当は2005年1月1日より実施。

##### 印刷関係

調整手当の異動保障については2005年4月1日、退職時特昇見直しは2006年4月1日、寒冷地手当は2005年4月1日より実施。

##### 造幣関係

調整手当の異動保障については2005年4月1日、住居手当については、2005年4月1日、退職時特昇見直しは2005年4月1日より実施。

#### (5) 一時金について

2004年度の年間一時金については、郵政関係は3,000円、印刷関係、造幣関係は、ともに0.10月の上積みをはかる結果となりました。各組合の内訳については、郵政関係は年間4.40月+3,000円(内訳:夏期2.15月、年末2.25月+3,000円)、全林野は、年間4.40月(内訳:夏期2.05月、年末2.00月、年度末0.35月)、全印刷は年間4.50月(内訳:夏期2.10月、年末2.40月)、全造幣は、年間4.50月(内訳:夏期2.10月、年末2.40月)、日林労は年間4.40月(内訳:夏期2.05月、年末2.00月、年度末0.35月)となっています。

2005年度の夏期一時金については、郵政関係は、10,000円の上積み、その他の組合も昨年水準を維持する結果となりました。各組合の内訳については、郵政関係は年間4.50月を要求し、2.15月+10,000円で妥結、全林野は年間要求を5.00月とし、そのうち夏期は2.50月分とし、2.05月で妥結、全印刷は、年間要求を6.00月とし、そのうち夏期は3.00月分とし、2.10月で妥結、全造幣は、年間要求を4.80月とし、そのうち夏期は2.30月分とし、2.10月で妥結、日林労は2.10月を要求し、2.05月で妥結しました。

#### 1 2004年度一時金年間計

	一時金年間計	内 訳
郵政関係	4.40月+3,000円	夏期2.15月 年末2.25月+3,000円
全林野	4.40月	夏期2.05月 年末2.00月 年度末0.35月
全印刷	4.50月	夏期2.10月 年末2.40月
全造幣	4.50月	夏期2.10月 年末2.40月
日林労	4.40月	夏期2.05月 年末2.00月 年度末0.35月

#### 2 2005年度夏期一時金要求

	要 求	内 訳
郵政関係	年間一時金については、公社業績を反映し、年間支給率(額)を改善すること。年間4.50月とし、夏期については、昨年実績+0.1月	妥結2.15月+10,000円
全林野	年間5.00月 夏期は2.50月	妥結2.05月
全印刷	年間6.00月 夏期は3.00月	妥結2.10月
全造幣	年間4.80月 夏期は2.30月	妥結2.10月
日林労	夏期手当 2.10月	妥結2.05月

## 2006年度の取り組み課題

### 1 公務労協の「よい社会をつくる公共サービスキャンペーン運動」への取り組み

国営関係部会構成組織の経営形態問題は、中央省庁改革基本法により、郵政・印刷・造幣が公社・独立行政法人に移行し、その基本法第33条第6項に「民営化論議は行わない」とされ決着していました。それにも関わらず、小泉内閣は郵政民営化法案を通常国会に提出し、衆議院解散・総選挙の勝利により、特別国会で再び法案を提出し成立させる見込みです。この結果、郵政公社は2007年度

中に4つの株式会社に移行することとなります。

さらに政府はこの勢いに乗って、規制改革・民間開放推進会議の検討結果に基づく「市場化テスト」法案を2006年の通常国会に提出する予定です。また、現行の独立行政法人の非公務員化や、特別会計の徹底した見直しを推進することで、公務員の人件費削減と併せ「小さな政府」の実現、競争社会の推進をめざしています。

この動向に対し、公務労協と連合は、「公共サービスと国民生活を破壊する小泉構造改革反対/国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービスの確立を求め」キャンペーンを展開していく方針を確立していますが、郵政民営化法案成立後の公共サービス部門への切り込みは必至であり、国営関係部会としても、直ちに影響が及ぶことを認識し、従来以上の強い決意で対応していくこととします。

## 2 人事院勧告と退職手当法見直しへの対応について

国営関係部会の2005新賃金交渉は、「ベースアップは行わない、定期昇給を実施する」ことで自主決着が図られたところです。

一方人事院は8月15日、「給与構造の見直しと地域給の導入、2年ぶりの月例給与引き下げ、一時金0.05か月分引き上げ」を内容とする勧告を行いました。今後、給与法改正法案が今国会で審議され、同時に退職手当法改正案も上程される見込みです。給与構造見直しに関しては、配分交渉で国営関係部会の構成組織の自主交渉で対応できるものの、地域給の導入と退職手当法の改正はセットで実施されることから、各組合にも影響を避けられないと判断されます。

国営関係部会としては、現業部門における効率化への協力施策と勧奨退職者数の違いや、従来からの官官格差の問題点、また交渉権の時限制約を政府が行うことの法的問題などの様々な視点から検討を行い、企画調整会議及び労働条件委員会での情報や意見交換を行いつつ、慎重に対応していくこととします。

## 3 2006春季生活闘争の取り組み

2006春季生活闘争は、連合の基本方針の検討・決定等を見定め、来春の代表者会議において国営関係部会の方針を提案します。

なおその際、国営関係部会は統一要求を組織し、団体交渉による解決を基本としつつも、それぞれの取り巻く環境が激変していることも勘案しながら、状況を見極め、総合的労働条件向上要求を行う方向で検討を進めます。

## 4 各組合の重要課題について

今回の総選挙結果を受け、小泉内閣は郵政民営化法案の成立させた後、「小

な政府」に向けた公務員の人件費削減や特別会計・特殊法人の見直し及び民営化を進め、市場化テストの法案化作業や公務員制度改革を、より一層のスピードと内容を持って推進するものと思われます。

各構成組織の経営形態等にも影響が及ぶものと考えられるので、情報や意見の交換を密接に行っていくこととします。

#### < 郵政事業 >

郵政民営化法案は、総選挙の自民党圧勝により、特別国会で再度上程され成立する見込みで、2007年度内には民営化され4つの会社と整理機構に分離します。詳細は未定ですが、法案では準備会社が2006年1月には発足することになっており、各会社への承継計画策定の進捗次第で、労働条件に関する交渉は内容やスケジュールも不明確となっており、組合員の不安解消に向けた両組織の責任と準備に向けた労力は大変なものが予想されます。

両組合の今後の取り組みは、組合の目的である労働条件の維持改善と雇用の確保に視点を置き、当面は現行協約の継承を基本としつつ、事業の縮小再生産を避けるべく新たなビジネスモデルの構築や自由度の拡大について研究し、大胆かつ積極的に取り組むこととしています。

#### < 林野事業 >

日本の森林・林業・木材関連産業については、地球温暖化防止10ヵ年対策が確立されているものの、木材価格の低迷等により森林整備等が遅れており、国として、森林整備対策、国産材の利用と違法に伐採された木材の輸入禁止対策及び林業労働者確保対策を一体的に進める政策の確立が急務となっています。

国有林野事業については、97年の行政改革及び98年の国有林野事業改革法等に基づき、今後とも「国营企業による、林野庁における一元的・一体的管理の推進」とそこに働く者の労働条件の維持・改善の取り組みが重要となっています。

#### < 印刷事業 >

本年は国立印刷局が独立行政法人に移行してから3年目、第1期中期計画期間の折り返し点にあたります。3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進会議の市場化テストのモデル対象事業について、印刷局の事業や製品はモデル事業の対象とはならなかったものの、引き続き対象事業として検討するという位置付けにされています。こうしたことから印刷局事業のあり方について今後予断を許さない状況であり、今後の動向を注視し、関係方面への対策など迅速に対応していく必要があります。

#### < 造幣事業 >

独立行政法人造幣局としての事業運営も3年目に入り、新たな経営形態での事業も安定しつつあります。しかし、政府・与党が推し進めている構造改革のなかの「現行の独立行政法人の非公務員化」、「規制改革・民間開放推進」などの問題は、今後の造幣事業に大きな影響を与えることが予測されます。造幣事業は、国民生活にとって不可欠な「通貨の安定的な供給」などの重要な使命を担っていると位置づけ、関係各方面への要請を強化していくとともに、良質な公務・公共サービスの確立に向けた取り組みを進めていきます。

#### 5 国営関係部会の運営等の在り方について

今国会で郵政民営化法案が可決される公算が高く、その影響により今後の国営関係部会の在り方も変化することが想定されます。具体的には、郵政公社が民営化されることで特労法適用外となり、労働基本権問題や賃金決定システムなどが変化するものと思われます。また、2006年2月の全林野と日林労との新組織建設も踏まえ、中短期的な国営関係部会の運営等について、必要な議論を適宜行っていくこととします。